

電子取引に関する取引約款

第1条 契約の趣旨

委託者（以下「お客様」とします。）ならびに株式会社フジトミ（以下「当社」とします。）は、当社が提供する商品先物取引オンライントレードシステムを利用して商品先物取引の売買注文を行うにあたり、次の各条項を遵守するものとします。

第2条 本システムの利用

本システムは、お客様が受託契約準則および本約款を熟読し知のうえその内容について同意し、当社と取引の委託契約を締結し、かつ当社が指定した申込書に必要事項を記載のうえ申込み、当社が当該申込書の内容を承諾し当該申込書を受理した場合に限り利用できるものとします。

第3条 契約の遵守

1. お客様が本システムを利用して売買注文を委託し当社がそれを受託するとき、お客様ならびに当社は、商品先物取引に係る諸法令および当該商品取引所の諸規定を遵守するものとします。
2. 当社が本システム利用承諾後にお客様に通知するユーザーID・パスワードはお客様のみが使用できるものとします。
3. お客様が前項に定めるユーザーIDおよびパスワードを第三者に貸与もしくは譲渡した場合取引の一切の責任はお客様に帰するものとします。

第4条 利用時間

お客様が本システムを利用できる時間は当社が別途定める時間とします。

第5条 取引の種類及び注文の種類

お客様が本システムを利用して売買注文を委託できる取引の種類及び注文の種類は、当社が別途定めるものとします。

第6条 取引銘柄等

お客様が本システムを利用して売買注文を委託できる銘柄・限月は、当社が別途定める銘柄・限月とします。また当社は商品取引所が売買を規制する銘柄・限月及び当社が自主的に売買を規制する銘柄・限月についてはその受託を行わないものとします。

第7条 取引数量の範囲

1. お客様が当社に委託することができる売買取引の数量は、お客様が当社へ預託した取引証拠金で売買することができる範囲の数量とします。
2. 前項で定める売買取引の数量が当該商品取引所の定める売買取引の上限数量を超えることとなる場合は当該取引所が定める売買取引の上限数量とします。

第8条 売買注文の委託

お客様は当社に対し、本システムの利用に適した機器及び利用回線をお客様の責任で準備、維持のうえ、本システムの画面上にユーザーID、パスワードおよび受託契約準則第6条に定める事項を入力することにより売買注文の委託を行うものとします。

第9条 委託手数料

お客様が本システムを利用して当社に委託する取引に係る委託手数料は、当社が別途定める額とします。

第10条 売買注文の受け付け及び締切り

お客様が本システムを利用して委託する売買注文は、お客様が注文内容を入力後、確認及び注文の送信を行い、その内容を当社が受信し確認した時点をもって注文の受付とします。

板寄取引銘柄については、原則として各節の立会開始5分前まで注文の受付を行うものとします。

第11条 注文の有効期限

お客様が本システムを利用して当社に委託した売買注文の有効期限は、当社が別途定めるものとします。

第12条 注文の取消・変更

お客様が本システムを利用して委託した売買注文のうち、未成立の売買注文に限り本システムの画面上で、取消または変更することができるものとします。

本システムを利用した板寄せ商品の注文の取消または変更は、各銘柄商品の各場節開始時刻5分前をもって締切りとします。但し、場節の指定があった場合は当該場節開始5分前をもって締切りとします。

第13条 注文の執行

1. お客様が本システムを利用して委託した売買注文は、当該商品取引所で最初の立会いが可能となる時に当社が執行するものとします。
ただし、委託された売買注文が次のいずれかに該当する場合は、その執行を行わないものとします。
 - ①売買注文の内容が本約款第5条、第6条、第8条、第10条に定める事項のいずれかに適合しない場合
 - ②お客様の口座に、委託証拠金の不足が生じている場合およびその売買を行うことによってお客様の口座に不足が生じることとなる場合
 - ③売買注文の指値が商品取引所の値幅制限を超えている場合
 - ④売買注文の枚数が商品取引所の建玉制限を超えている場合
 - ⑤取引所が定めた注文を無効とする条件に該当した場合
 - ⑥その他、監督官庁や取引所の指示もしくは当社が必要と認めた場合
2. お客様は当社に委託した売買注文が、商品市場における取引の状況により全部または一部が成立しない場合があることを予め承諾します。
3. お客様の錯誤により成立した売買注文に関する一切の責任はお客様に属します。

第14条 通知および請求

当社は、お客様に対し、本システムを利用した画面を用いる方法、電子メールを用いる方法などにより、通知または請求を行うことができるものとします。

本システムを利用した画面を用いて通知または請求を行うときは、当社がその内容を本システム上にてお客様が閲覧可能な状況においたときに、通知または請求の効力が生じるものとします。

電子メールを用いて通知または請求を行うときは、お客様が予め当社に登録した電子メールアドレス宛に当社が電子メールを発信したときに、通知または請求の効力が生じるものとし、当社が発信した電子メールが宛先不明等の理由により着信しなかった場合でも、お客様に通知または請求が到達したものとみなします。

第15条 緊急時・障害時の連絡等

1. 当社のお客様に対し、証拠金不足等の緊急時の連絡を原則として電子メールで行うものとします。
2. 当社のシステム障害により本システムの利用が困難となった場合、売買注文の受付・建玉の照会等が可能な場合は、電話にて対応します。但し、受けられる売買注文は仕切注文のみとし、また、夜間立会時はシステム復旧を優先するため、電話での注文・照会をお受けしません。
3. 非常時における当社の連絡先は別途定めるものとします。

第16条 取引証拠金の不納による取引処分

当社のお客様より委託を受けた取引につき、お客様が受託契約準則第11条の規定により取引証拠金を所定の日時までに預託しないときは、受託契約準則第14条第2項の規定にかかわらずその内容をお客様に事前に通知することなく、受託契約準則第14条第1項の規定により建玉を処分することができるものとします。

第17条 反対売買による決済

当社のお客様より委託を受けた取引で当月限に係るものについて、当月限納会日の前営業日終了時点での建玉については、受託契約準則の規定にかかわらず納会日最初の立会でおお客様の計算において転売又は買戻しにより当社にて処分するものとします。

但し、(株)東京工業品取引所銘柄における当月限に係るものについて、当月限納会日の属する月の15日(休業日である場合は順次繰り上げる。以下「指示日」という)の日中立会終了時までにお客様にて決済されていない場合は、指示日以降の売買立会で当該取引をおお客様の計算において転売又は買戻しにより当社にて処分するものとします。

なお、現金決済先物取引については、取引最終日の日中立会終了まで建玉を保有することが出来ます。この時点での建玉は取引所の定めた決済方法により自動的に決済されます。

第18条 受渡しによる決済

1. 当システムでは、受託契約準則第16条第1項の規定にかかわらず、原則として受渡しによる決済をしないものとします。
2. 銘柄によっては受渡しを予定していない取引の決済が保証されていないため、納会日までに反対売買による決済が出来ない可能性があります。この場合は、前項の規定にかかわらず受渡しによる決済となります。受渡しとなった場合、その全ての責任はお客様の責に帰するものとします。

第19条 取引の制限等

当社のお客様より委託を受けた取引につき、お客様の建玉が取引所の定める建玉の限度を超過または超過することとなった場合には、受託契約準則第26条の規定により処分するものとします。

また、当社が委託を受けた取引について、単独または他人と共同して行う買占め、売崩し等公正な価格形成又は取引の円滑な決済を妨げ若しくは妨げるおそれがあると当該取引所が認めた場合は、当社は、取引所の業務規程に基づく取引所の指示により、お客様の新規取引の受託を制限した当該委託を受けた取引の全部若しくは一部をおお客様の計算において転売又は買戻しにより処分するものとします。

第20条 金銭の受渡

1. お客様が当社に対して売買を委託するにあたり、お客様はあらかじめ必要取引証拠金を当社が指定する口座に振込入金するものとします。お客様が金銭の返還を希望する場合は、本システムを利用して当社に連絡し、当社は受託契約準則第12条に従いお客様の指定口座へ振込むものとします。
ただし、取引口座に立替金が発生している場合や、追証拠金の発生等で証拠金不足が生じている場合は、当社はおお客様に対し、状況により、出金の停止または出金額の制限を行うものとします。
2. 保有する建玉が全て決済された結果、手数料等を含めた損金がお預かりした証拠金額を超え不足金が発生した場合、お客様は当社が指定した期日までにその不足金額を当社指定の銀行口座に振込入金するものとします。
なお、当社が指定した期日までに入金がなかった場合、お客様は、指定日から入金日までの期間に応じ、入金遅延金額に対して年6.0%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

第21条 免責事項

1. 本システムの機能及び情報の完全性または正確性について、当社は一切の保証を行いません。
2. 次の各号によりお客様に損害が発生した場合、当社はその責任を負わないものとします。
 - ①お客様、プロバイダー、当社、商品取引所、金融機関及び関係諸機関のいずれかのシステム機器や通信回線等の障害により、本システムの停止、遅延、誤謬等が生じた場合。
 - ②第三者がおお客様のユーザーID及びパスワードを使用して本システムを利用した場合。
 - ③電子メールまたは郵便の不到達、遅延が生じた場合。
 - ④法令、受託契約準則等諸規程及び本約款に変更があった場合。
 - ⑤当社が本システムで提供するサービス内容に変更があった場合。
 - ⑥トランスファー契約に基づきトランスファーが行われた場合。
 - ⑦天災、商品取引所の閉鎖等の不可抗力により、本システムの停止、遅延、誤謬等が生じた場合。

第22条 届出事項の変更

本システムの利用に係る諸書面の記載事項の中でお客様についての事項に変更が必要となった場合、お客様は変更内容を当社が指定する所定の用紙により直ちに届けるものとします。この届出が遅れたことによるお客様の損害について当社はその責任を負いません。

第23条 本システムの情報保護

お客様は本システムを利用して知った情報等を第三者に無断で提供開示することはできません。

第24条 本システム利用の解除

次のいずれかに該当することとなった場合、当社はおお客様に対して本システムの利用による取引委託契約を解除することができるものとします。

1. お客様が本システム利用の解除を申し出た場合
2. お客様が当社取引口座を解約した場合
3. お客様が法令等関連諸規程に違反した場合
4. お客様とメールもしくは電話にて連絡が取れない場合
5. お客様の本システムの利用を当社が不適切と判断した場合
6. お客様が当社との取引を行わないまま3ヶ月が経過した場合
7. 当社が本システムの運用を一時的に中止または廃止した場合

第25条 権利義務の譲渡

お客様は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡できません。

第26条 契約内容の変更

1. 本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じたときには変更される場合があります。
2. 前項の場合、当社は、お客様に対し遅滞無く変更内容を当社ホームページ画面上もしくは本システムを利用した画面上で通知し、通知のときより本約款の変更の効力が生じるものとします。但し、通知において変更の効力開始日を定めた場合については当該開始日より効力が生じるものとします。

第27条 協議事項

本約款に定めのない事項または約款の解釈に疑義を生じた場合は、お客様と当社は誠意をもって協議するものとします。

第28条 管轄裁判所

本契約に関するお客様と当社との間での裁判上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。

以上

本規程は、平成22年9月20日から適用します。